**経常建設共同企業体での申請の案内**

　経常建設共同企業体で競争参加資格審査を申請される場合は、次の点に注意してください。

１．経常建設共同企業体の構成要件

（1）構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと審査部局長が認めるときは、5社までとすることができる。

（2）資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1500人以下の会社若しくは個人による組合せであること。

（3）同一の等級又は直近の等級に格付された有資格業者の組合せであること。ただし、下位の等級業者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに格付された有資格業者の組合せとすることも差し支えないものとする。

(4)上記（2）～（3）の条件を満たしていない場合であっても、審査部局長が継続的な協業関係を維持していると認める場合に限り、当該構成要件に適合しているものとみなす。

（5）全ての構成員が、希望する業種区分について、元請として施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

（6）全ての構成員が、業種区分に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると審査部局長が認めた場合には、この限りでない。

(7) 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りる。

(8) 全ての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であること。

(9) 代表者は、構成員において決定された者とする。

２．申請手続

　　申請書類作成要領をお読みください。

なお、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めません。（ただし、経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能です。）

経常建設共同企業体として登録する場合には、その構成員の単体企業としての登録は取り消しますので、申請書と合わせて変更届（別紙第8号）を提出してください。